

## 非対面募集における引受保険金額の制限について 【海外旅行保険・国内旅行傷害保険】

2008年9月12日

あいおい損害保険株式会社（社長 児玉 正之）は、海外旅行保険および国内旅行傷害保険の非対面募集（自動保険契約機、インターネットおよび携帯電話による募集）において、9月18日以降順次、満15歳未満の方またはご契約者と異なる方を被保険者（補償の対象となる方）とすご契約の死亡に関する保険金額の上限を1,000万円といたします。

### 【背景】

保険法改正にかかわる法制審議会・金融審議会等の論議において、「未成年者を被保険者とする死亡保険については、保険金殺人等の犯罪を抑止する観点から、モラルリスクを考慮した一定の制限を設けるべき」との指摘がなされました。

このような状況を踏まえ、非対面募集による引受けを行っている契約については、モラルリスク面で特に慎重な対応を要することから、死亡に関する保険金額に関し、満15歳未満の方のほか、ご契約者と異なる方を被保険者としてご契約いただく場合には、設定可能な金額の上限を引き下げることといたしました。

### 【実施内容】

海外旅行保険・国内旅行傷害保険の非対面募集において、満15歳未満の方またはご契約者と異なる方を被保険者としてご契約いただく場合、その被保険者について設定可能な金額の上限を以下のとおりといたします。

商品名	保険金種類	[変更前]上限額(※)	[変更後]上限額
海外旅行保険	傷害死亡保険金額	5,000万円	1,000万円
	疾病死亡保険金額	3,000万円	1,000万円
国内旅行傷害保険	死亡・後遺障害保険金額	5,657. <sup>8</sup> 万円	1,000万円

※販売しているプランの上限額を表示しています。

### 【今後の対応】

非対面募集以外の方法でご加入いただく他の傷害保険契約（特約により傷害を補償する保険契約を含みます。）につきましても、今後、同様の対応を行うべく検討してまいります。

以上